

公益社団法人日本透析医会
定 款

公益社団法人日本透析医会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本透析医会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要の地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、都道府県透析医会との連携のもと、透析医療及び腎不全対策に関する調査研究及び教育研修を行い、その進歩普及に貢献するとともに、災害時における透析医療の確保に資する事業を行い、もって国民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 透析医療における技術、安全性及び有効性の向上並びに腎不全対策の推進に関する調査研究及びその普及
- (2) 前号の調査研究に対する助成
- (3) 透析医療及び腎不全対策に関する医療従事者の教育及び研修
- (4) 腎不全予防、腎移植その他腎不全対策の推進のため、国、地方公共団体等が行う活動への協力
- (5) 災害時における透析医療の確保を図るため、災害時情報ネットワークを運用し、国、地方公共団体等が行う活動への協力
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する医師であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

2 前項の会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議で当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 前条により会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 総会員の議決権の5分の1以上から、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項各号による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に規定するものを除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、若しくは他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人(2名以上)に選任された理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 21名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において理事会は、会長の選定を総会に付議し、その決議の結果を参考にすることができる。
- 3 監事は、本会の理事及び本会の使用人であってはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない、監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序により、代表権を伴わない業務執行の職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。
 - (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事の職務執行に関し、不正行為、又は法令若しくは定款に違反する事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。若しくは法令の定めるところにより、直接理事会を招集すること。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の議決に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 15 号に掲げる者（外部理事）及び同法第 5 条第 16 号に掲げる者（外部監事）に対しては、役員の報酬等及び費用に関する規程において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

第 27 条 本会は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、法人法第 115 条第 1 項の非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長、専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 3 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 第 23 条第 7 項第 5 号前段の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同号後段の規定により監事が招集したとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その請求のあった日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が当該議案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印する。

第 7 章 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

第 37 条 本会に、常任理事 9 名以内を置く。
2 常任理事は、理事の互選によって選出する。
3 常任理事は、常任理事会を構成する。

(常任理事会)

第 38 条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。
2 常任理事会は、次の場合に開催するものとし、会長が招集する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 常任理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
3 会長は、前項第 2 号により請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に常任理事会を招集しなければならない。
4 常任理事会については、第 31 条、第 32 条、第 33 条の規定を準用する。
5 その他、常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 名誉会長及び顧問並びに名誉会員

(名誉会長及び顧問)

第 39 条 本会に、名誉会長 3 名以内及び顧問 15 名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長に対し必要な助言を行う。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ必要な助言を行う。
- 4 名誉会長及び顧問に関する事項は、総会の承認を経て会長が別に定める。

(名誉会員)

第40条 本会の会員として、法人に特に功労のあった者に名誉会員の称号を与えることができる。

- 2 名誉会員に関する事項は、総会の承認を経て会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の構成)

第41条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第42条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、かつ、行政庁に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受け、その事業年度終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第46条 会長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金）

第47条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第48条 この定款は、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

- 2 公益認定法第11条第1項に掲げる事項を変更しようとするときは、行政庁の認定

を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 本会は、法人法第 148 条に定める事由によるほか、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会において総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議を経て、公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 情報公開等

(情報公開等)

第 53 条 本会は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第13章 事務局

(設置等)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び職員の名簿
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画及び収支予算に関する書類
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

第14章 補 則

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日

を事業年度の開始日とする。

- 3 本会の最初の会長は、山崎親雄とする。
- 4 本会の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

鈴木正司	隈 博政	杉崎弘章	山川智之
太田圭洋	戸澤修平	篠田俊雄	

附 則

この定款は、平成 26 年 5 月 18 日より施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 5 月 15 日より施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

この定款は、令和 8 年 5 月 17 日より施行する。